

山梨県公報

第三十号

令和元年

八月二十六日

月曜日

目次

- 道路の区域変更……………二三五
○道路の供用開始……………二三五
○建築基準法に基づく道路位置指定……………二三五

告示

山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和元年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 山北山中湖線
- 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字宮脇一九五二番一 地先から 南都留郡山中湖村平野字宮脇一九五三番一 地先まで	八・四〇	八・四〇 一・二・四	三七・一	三七・一

山梨県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場線	山梨市上神内川字古宮一三三五番七地先から 山梨市下神内川字竹井田一八〇番一〇地先まで	二五七・〇	令和元年八月二十六日

山梨県告示第七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年八月十九日
- 指定道路の位置 南アルプス市藤田字双柳二千五百七十二番一二
- 指定道路の幅員 最大六・一三メートル 最小四・八七メートル
- 指定道路の延長 一〇八・二九メートル

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番